○国土交通省告示第千七十号

港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第十五条の三第一項の規定に基づき、港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月十七日

国土交通大臣　金子　恭之

港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等の一部を改正する告示

港湾法施行規則第十五条の三第一項の国土交通大臣が定める使用料の額等（令和六年国土交通省告示第六十七号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表

港湾管理者	令和七年度使用料の額
函館市	四十万六千円
小樽市	三十三万四千円
室蘭市	七十万五千円
釧路市	四十一万八千円
網走市	三十一万六千円
留萌市	三十二万八千円
稚内市	三十二万二千円
紋別市	三十一万七千円
根室市	三十一万六千円
広尾町	三十二万五千円
苫小牧港管理組合	百五十五万九千円
石狩湾新港管理組合	六十八万五千円
青森県	八十五万六千円
岩手県	八十六万千円
宮城県	百五十三万六千円
秋田県	八十三万円
山形県	六十五万二千円
福島県	七十九万二千円
茨城県	百十一万千円
千葉県	二百三十一万五千円
東京都	百八十二万三千円
横浜市	二百六万五千円
川崎市	百六十四万円
横須賀市	三十七万三千円
新潟県	百四十四万四千円
富山県	百三十二万七千円
石川県	七十六万二千円
福井県	六十七万六千円
静岡県	百五十九万七千円
愛知県	九十万七千円
名古屋港管理組合	百九十三万七千円
三重県	七十一万七千円
四日市港管理組合	百六十四万五千円
京都府	六十五万七千円
大阪府	百七十四万千円
大阪市	百六十一万八千円
兵庫県	百七十二万七千円
神戸市	百八十一万四千円
和歌山県	百四十六万三千円
鳥取県	六十三万三千円
境港管理組合	六十七万五千円
島根県	七十七万七千円
岡山県	百八十五万千円
広島県	百七十五万二千円
呉市	三十三万千円
山口県	二百三十二万二千円
下関市	七十万五千円
徳島県	七十三万七千円
香川県	六十六万四千円
坂出市	四十三万二千円
新居浜港務局	三十五万五千円
愛媛県	百六万円